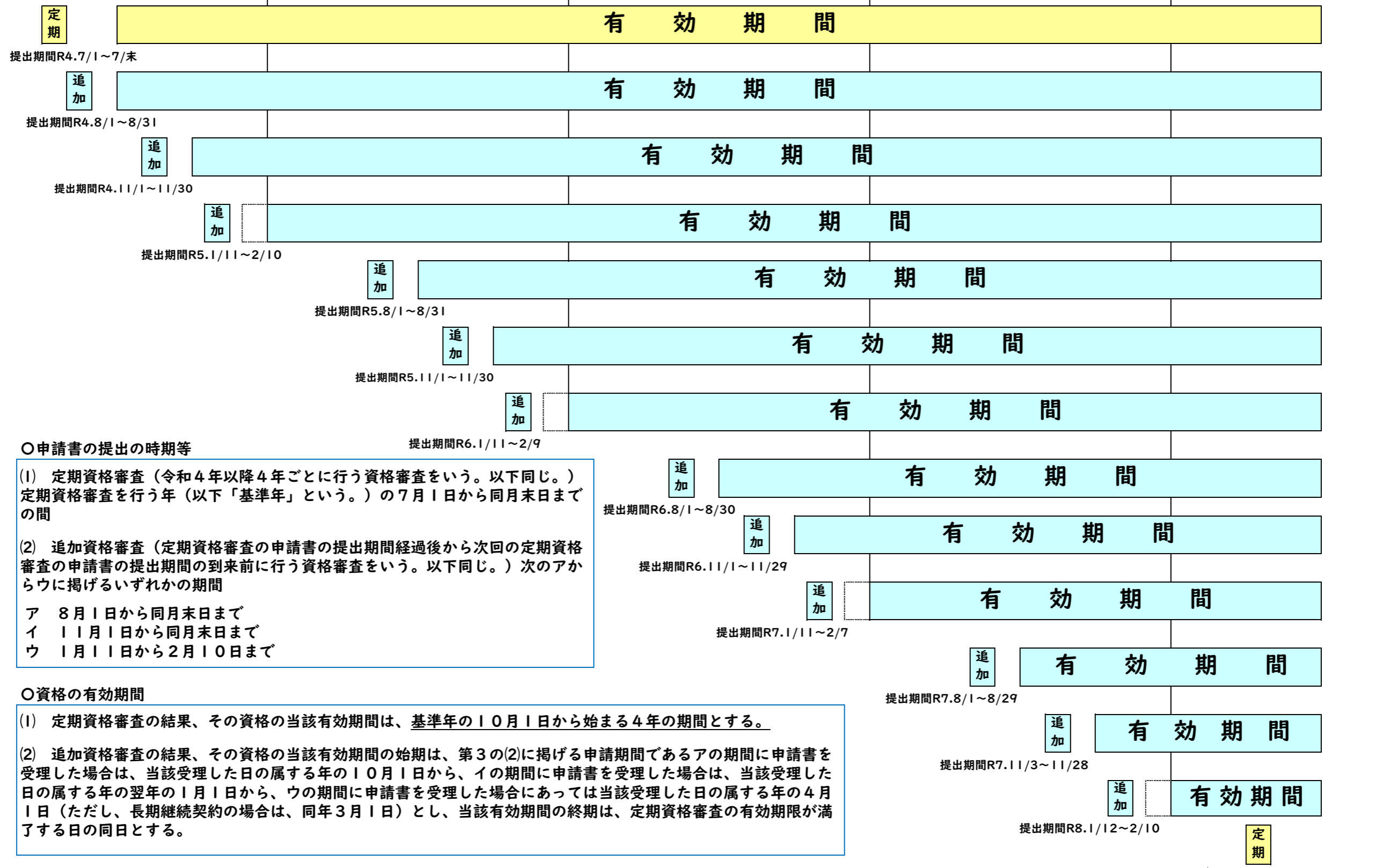


申請書の提出期間と有効期間：令和4年10月1日から令和8年9月30日まで

令和4年(2022)				令和5年(2023)				令和6年(2024)				令和7年(2025)				令和8年(2026)															
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月



○申請書の提出の時期等

- (1) 定期資格審査（令和4年以降4年ごとに行う資格審査をいう。以下同じ。）定期資格審査を行う年（以下「基準年」という。）の7月1日から同月末日までの間
- (2) 追加資格審査（定期資格審査の申請書の提出期間経過後から次回の定期資格審査の申請書の提出期間の到来前に行う資格審査をいう。以下同じ。）次のアからウに掲げるいずれかの期間
 - ア 8月1日から同月末日まで
 - イ 11月1日から同月末日まで
 - ウ 1月1日から2月10日まで

○資格の有効期間

- (1) 定期資格審査の結果、その資格の当該有効期間は、基準年の10月1日から始まる4年の期間とする。
- (2) 追加資格審査の結果、その資格の当該有効期間の始期は、第3の(2)に掲げる申請期間であるアの期間に申請書を受理した場合は、当該受理した日の属する年の10月1日から、イの期間に申請書を受理した場合は、当該受理した日の属する年の翌年の1月1日から、ウの期間に申請書を受理した場合には当該受理した日の属する年の4月1日（ただし、長期継続契約の場合は、同年3月1日）とし、当該有効期間の終期は、定期資格審査の有効期限が満了する日の同日とする。